市地域包括支援センタ-- 🏗・内線1093

成年後見制度を知ってい

ますか?

知的障がい する制度です。 本人を法律的に保護し、 して暮らすことができるよう、 が十分でなくなっても、 により、 成年後見制度は、 物事を判断する能力 精神障がいなど 認 知 支援 症

|どんなことをお願いできる

ができます。 の被害などから本人を守ること すことができるので、悪徳商法 ないで行った法律行為を取り消 また、本人が後見人の同意を得 行為や、財産の管理をします。 本人に代わって契約などの法律

(主な支援内容)

財産保管 ▼預貯金通帳や有価証券などの

も原則できません。

後見人がついても、

ご親族の協

死後に関する諸手続を行うこと とができません。また、本人の

力が必要です。

手続き先

盛岡家庭裁判所

か、医療行為への同意をするこ

サービス契約、入院の契約 用の支払いなどの金銭管理 ・生活費の出金や医療・介護費 介護保険や障がい者制度の

お気軽に相談 ください。 支援センター

相続や不動産の処分などの法

的手続き

の住居の確保

借家の契約や自宅の保全など

相談先

市地域包括

の ? 成年後見人(以下、後見人)が

の身元引受人にはなれないほ 後見人は、入院や施設入所時

法書士・社会福祉士などの専門 家にお願いすることもあります 報酬額は家庭裁判所が決定)。

|後見人に全部任せられるの?

親等以内の親族が後見人になる 場合が多いですが、弁護士・司 所が最終的に判断します。 誰でもなれますが、家庭裁判 NETWORK

応じて、何をどこまでお願い るか申し立てることができます 最終的には家庭裁判所が決定 |後見人には誰がなれるの?

これらは、 本人の判断能力に

地域福祉課児童福祉係 ☎・内線1107

家庭的保育事業所 新たな保育のカタチ 入園の申請を受け付けます

市は、4月1日から新しく開設予定の家庭的保育 事業所入園の申し込みを受け付けます。入園を希望 する場合は、期限内に手続きをお願いします。

■家庭的保育事業所とは

市が認可する地域型保育事業所です。保育士の 資格を持つ家庭的保育者が居宅などを利用し、家 庭的な環境の中で、子どもの発達段階に応じたき め細やかな保育を行います。入園要件は、認可保 育所(園)と同じです。

■家庭的保育事業所の概要

- 家庭的保育園(仮称)
- 月曜日から土曜日まで(祝日、12月29 ▶開園日 日から1月3日までを除く)
- ▶時間 午前7時から午後6時まで ※延長保育は要相談、別途料金が発生します。

- ▶場所 寄木新田
- ▶対象 生後8週経過から3歳未満まで
- ▶定員 5人
- ▶食事 自園調理
- ▶保育料 認可保育所(園)と同じですが、家庭的 保育事業所へ直接納付となります。
- ▶連携施設 公立保育所が連携施設となります。 代替保育、行事への参加、合同保育、卒園後の受 け入れなどの支援を行います。

■受付期間

- ▶4月入園分 2月4日例から3月1日金まで
- ▶5月以降の入園分 希望する月の前々月の15日 までの開庁日

■受け付け・申請用紙の設置場所

地域福祉課、西根・安代両総合支所、 田山支所です。申請用紙などは、 認可保育所(園)と同じです。

申し込みが多い場合には、

入園調整を行います。

